

四日市市告示第159号

四日市市客引き行為等の防止に関する条例（平成27年四日市市条例第43号）第4条第3項の規定による客引き、誘引及び客待ちの規制を行う必要性が高いと認められる時間及び区域を次のとおり指定し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月29日

四日市市長 森 智広

- 1 客引き、誘引及び客待ちを規制する時間
午後6時から翌日午前0時まで
- 2 客引き、誘引及び客待ちを規制する区域
西新地（西新地14番、15番、16番及び17番の街区を除く。）、諏訪栄町、西浦一丁目及び安島一丁目1番の街区の区域

（市民文化部市民協働安全課）